

福島県建築関係工事特記仕様書【R4年4月版】ver.2

I 工事概要

1 工事名称

2 工事場所

3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table detailing electrical equipment specifications including power capacity, lighting, and control systems.

5 機械設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table detailing mechanical equipment specifications including air conditioning, heating, ventilation, and plumbing.

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- List of specifications and references including building codes, standards, and specific project requirements.

項 目 特 記 事 項

Main specification area containing 19 numbered items (1-19) detailing construction methods, materials, and equipment requirements.

Table with 4 columns: Item No., Description, Specification, and Remarks. Contains items 1 through 35.

25	現場環境改善(快適トイレの設置)	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。</p> <p>(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式便座                  (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)                  (3) 臭い逆流防止機能(フロッパー機能)                  (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)                  (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)                  (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)                  (5) 照明設備(電源がなくても良いもの)                  (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示                  (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)                  (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)                  (10) 鏡付きの洗面台                  (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)                  (13) 換気装置(機能を含む)                  (14) 着替え台                  (15) 臭気対策機能の多重化                  (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備                  (17) 小物置き場等(トイレトーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p>					
		2 設置に要する費用	<p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。</p> <p>月額の出費実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>					
		26	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用	1 内容	<p>1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。</p> <p>(1) 共通費                  1) 労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費                  2) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料                  3) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用</p> <p>(2) 現場管理費                  1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用                  2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用                  3) 遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費                  4) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用</p>			
2 施工計画書	<p>2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。</p> <p>また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。</p>							
3 協議	<p>3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式-1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。</p> <p>(1) 現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。</p> <p>(2) 労働者宿舎の拡張費用・借地料について「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する実行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について実行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。</p>							
4 虚偽の申告	<p>4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p>							
27	特別措置に基づく市場単価の補正	1 内容	<p>※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、賃金の押し下げをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p>					
2 基準		<p>※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>						

 福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称	建築工事特記仕様書(9)	図面番号
	設計年: 令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称		

11	現場環境改善(快適トイレの設置)	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能(フロッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 換気装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレトイレットペーパー予備置き場等)</p>									
		2 設置に要する費用	<p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>									
		12	1 内容	<p>1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。</p> <p>(1) 共通費 1) 労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 2) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 3) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用</p> <p>(2) 現場管理費 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 3) 遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 4) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用</p>	2 施工計画書	2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。 また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。	3 協議	3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式-1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。 (1) 現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。 (2) 労働者宿舎の拡張費用・借地料について「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する実行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について実行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。	4 虚偽の申告	4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。		
13	特別措置に基づく市場単価の補正	1 内容	<p>※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、資金の押し下げをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p>	2 基準	<p>※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>							

 福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称	図面番号 <b>建築改修工事特記仕様書(5)</b>
	設計年: 令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称	

2	1 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。	4 施工条件	1 工程関係 ※ 調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 図示による ・ その他 ( )
		(2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003(新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992(旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009		※ 制限無し ・ 制限有り 制限する工程名 ( ) ・ 施工時期 ( ・ 土日祝日のみ ) ・ 施工時間 ( ・ 時～ 時まで ) ・ 施工方法 ( )
3	1 資材調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実績の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。	5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用	1 内容 1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。 (1)共通費 1)労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 2)現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 3)その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 (2)現場管理費 1)現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 2)現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 3)遠隔監視やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 4)その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。 (1)現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。 (2)労働者宿舎の拡張費用・借地料については「東日本大震災の復興・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。
		2 労働者確保 (1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事費算定基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する(労働者確保に関する積算方法の試行工事)である。 当間接費(共通仮設費における仮設建物費)、労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働管理費:募集及び解雇に要する費用・賃金以外の食事・通園費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・補工事業に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事費算定基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(当間接費):設計書に額上げ計上された金額 % 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: % (3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事費算定基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。		2 施工計画書 2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。 また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。 3 協議 3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 虚偽の申告 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
4	1 雷保護設備	(3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。	4 施工条件	2 施工時期 施工時間 施工方法
		(4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。		3 他機関との協議 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
5	2 労働者確保	(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示(図面)による。	5 特別措置に基づく市場単価の補正	3 協議 3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事費算定基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
		(6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。		4 工事用地 ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 ( ※ 構内 ( ) ) (2) 資材置き場 ( ※ 構内 ( ) ) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 ( ※ 構内 ( ) ) ・ 仮設ヤード ※ 無し ・ 有り ( ※ 図示による ( ) )
6	3 労働者確保	(6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。	6 特別措置に基づく市場単価の補正	4 公害対策 ※ 施工方法の制限 無し ・ 施工方法の制限 有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 ( ) ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 ( ) ・ 別途協議による ・ 図示による ・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 ( ) ・ 調査箇所 ・ 図示による ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ( ) ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 ( ・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ( ) ) ・ 制限を受ける工種 ( )
		(7) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。		7 その他 ※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研学会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

4	1 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ・ 設ける ・ 設けない ※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。	4 施工条件	1 内容 1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。 (1)共通費 1)労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 2)現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 3)その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 (2)現場管理費 1)現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 2)現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 3)遠隔監視やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 4)その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。 (1)現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。 (2)労働者宿舎の拡張費用・借地料については「東日本大震災の復興・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。
		(2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003(新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992(旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009		※ 制限無し ・ 制限有り 制限する工程名 ( ) ・ 施工時期 ( ・ 土日祝日のみ ) ・ 施工時間 ( ・ 時～ 時まで ) ・ 施工方法 ( )
5	2 労働者確保	(3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。	5 特別措置に基づく市場単価の補正	2 施工計画書 2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。 また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。 3 協議 3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事費算定基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
		(4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。		3 他機関との協議 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
6	3 労働者確保	(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示(図面)による。	6 特別措置に基づく市場単価の補正	4 虚偽の申告 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
		(6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。		7 その他 ※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研学会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

 <b>福島県建築関係工事特記仕様書</b>	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称	
	設計年: 令和〇〇年〇月		設計者氏名	印	図面名称
				電気設備工事特記仕様書 (2)	図面番号

東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	14	<p>1 資材調達</p> <p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費用等にかかった費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 労働者確保</p> <p>(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。</p> <p>当費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費          労働管理費:募集及び解散に要する費用・資金以外の食事・通費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・補正事業に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2)本工事は予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。          1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(當費):設計書に積上計上された金額          2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %</p> <p>(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。          なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について業種が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	資材名	規格	調達地域等										16	<p>1 内容</p> <p>2 施工計画書</p> <p>3 協議</p> <p>4 虚偽の申告</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用</p>
	資材名	規格	調達地域等														

施工条件	15	<p>1 工程関係</p> <p>※調整無し          ・別途工事との工程調整が必要有り          調整項目          ・資材等の流用          ・施工順序の調整          ・仮設及び工事用道路等の調整          ・図示による          ・建設機械等の調整          ・その他( )</p> <p>2 施工時期          施工時間          施工方法</p> <p>※制限無し          ・制限有り          ・制限する工程名 ( )          ・施工時期 ( ・土日祝日のみ )          ・施工時間 ( ・ 時～ 時まで )          ・施工方法 ( )</p> <p>工事を施工しない日          工事を施工しない時間帯</p> <p>・有 ( ・ 年 月 日 )          ・無          ・有 ( ・ : ~ : )          ・無 ( ・ 別紙のとおり )</p> <p>3 他機関との協議</p> <p>協議が必要な機関名 ( )          協議完了見込み時期 ( )</p> <p>4 工事用地</p> <p>・下記以外は図示等による。          (1)工事車両の駐車場 ( ※構内 ・ ( ) )          (2)資材置き場 ( ※構内 ・ ( ) )          (3)建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 ( ※構内 ・ ( ) )</p> <p>・仮設ヤード ※無し ・有り ( ※図示による ・ ( ) )</p> <p>5 公害対策</p> <p>※施工方法の制限無し          ・施工方法の制限有り          ・騒音          ・振動          ・水質          ・粉じん          ・排出ガス          ・その他( )</p> <p>・施工方法等          ・指定工法名 ( )          ・別途協議による          ・図示による</p> <p>・事業損失防止に関する調査          ・騒音測定          ・振動測定          ・水質調査          ・近隣家屋の事前・事後調査          ・地盤沈下測定          ・その他( )</p> <p>・調査箇所          ・調査による          ・別途協議          ・調査時期          ・図示による          ・( )</p> <p>6 安全対策</p> <p>・近接公共施設等に対する制限          ・近接公共施設名等 ( ・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他( ) )          ・制限を受ける工種 ( )</p> <p>7 その他</p> <p>※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。          ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>	17	<p>1 内容</p> <p>2 基準</p>	<p>※本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、資金の押し下げをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p> <p>※令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>
------	----	--	----	-------------------------	--

施工条件	15	<p>別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」</p> <p>別表-1 設備工事との工事区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器の基礎</th> <th rowspan="2">電気関係</th> <th rowspan="2">機械関係</th> <th colspan="2">建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th> </th> <th> </th> <th> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器の基礎</td> <td rowspan="4">配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">開口部</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">点検口</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">換気扇の取付枠</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防油堤</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電気配管配線</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機器の基礎	電気関係	機械関係	建築工事		電気設備工事	機械設備工事	その他	屋内	屋外				機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)			※					※					※					※				開口部				※					※					※					※				点検口				※					※					※					※				換気扇の取付枠				※					※					※					※				防油堤				※					※					※					※				電気配管配線				※					※					※					※				16	<p>1 内容</p> <p>(1)共通費          1)労働者宿舎における密集を避けるための近隣泊施設の宿泊費・交通費          2)現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料          3)その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用</p> <p>(2)現場管理費          1)現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用          2)現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用          3)遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費          4)その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用</p> <p>2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。          また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。</p> <p>3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。          (1)現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。          (2)労働者宿舎の拡張費用・借地料については「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する実行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について実行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。</p> <p>4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p>
	機器の基礎	電気関係				機械関係	建築工事		電気設備工事	機械設備工事	その他																																																																																																																																																
屋内			屋外																																																																																																																																																								
機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)			※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
開口部				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
点検口				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
換気扇の取付枠				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
防油堤				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
電気配管配線				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							
				※																																																																																																																																																							

施工条件	15	<p>別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」</p> <p>別表-1 設備工事との工事区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器の基礎</th> <th rowspan="2">電気関係</th> <th rowspan="2">機械関係</th> <th colspan="2">建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th> </th> <th> </th> <th> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器の基礎</td> <td rowspan="4">配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">開口部</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">点検口</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">換気扇の取付枠</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防油堤</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電気配管配線</td> <td rowspan="4"> </td> <td rowspan="4"> </td> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機器の基礎	電気関係	機械関係	建築工事		電気設備工事	機械設備工事	その他	屋内	屋外				機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)			※					※					※					※				開口部				※					※					※					※				点検口				※					※					※					※				換気扇の取付枠				※					※					※					※				防油堤				※					※					※					※				電気配管配線				※					※					※					※				17	<p>1 内容</p> <p>2 基準</p>	<p>※本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、資金の押し下げをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p> <p>※令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>
	機器の基礎	電気関係				機械関係	建築工事		電気設備工事	機械設備工事	その他																																																																																																																																																	
屋内			屋外																																																																																																																																																									
機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)			※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
開口部				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
点検口				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
換気扇の取付枠				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
防油堤				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
電気配管配線				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								
				※																																																																																																																																																								

 <b>福島県建築関係工事特記仕様書</b>	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1		建築士事務所名	工事名称
	設計年: 令和〇〇年〇月 ..	設計者氏名	印	図面名称